

自立支援協議会委員 各位 船橋市障害福祉課 各位

いつも大変お世話になっております。同和会千葉病院の小松尚也です。

若年性認知症の説明、および障害福祉とのかかわりについて、私見を述べたいと思います。認知症の定義は「認知機能の低下によって、通常の世界生活、家庭での生活に支障をきたす」とされています。高齢者に多いのは事実ではありますが、年齢は定義には入っておりません。数は少ないけど、30歳代、40歳代の認知症患者はおりますし、50歳代、60歳代になると有病者の数はさらに増加します。

通常は就業可能年齢と言われる方々も、認知症に罹患する可能性があるわけで、現に東葛南部認知症疾患医療センターである千葉病院には、若年性認知症の方が近年多く受診されています。医療に関しては当院が主体となって行うわけですが、行政及び地域の各所の方々の連携は必須です。これまでの常識は「認知症は介護保険を申請する、なので高齢者福祉課、地域包括ケア推進課の役割」だと思います。私もそう考えてきました。ただし、若年性認知症の方々を診療してゆくうちに、それだけでは済まないことに気が付きました。

仮に介護保険を申請したとして、デイサービスやショートステイを直ちに利用する方針になるでしょうか。デイの現場にはご自身の親世代の患者さんがほとんどです。世代間のギャップは当然あり、話も通じにくいことは容易に想像できます。

また若年性認知症の方は、基礎疾患を多く持ち、身体的な低下も同時に合併している高齢者の認知症の方々とは異なり、身体面は大きな病気を有していないことも多いです。

なので、介護保険を利用する手立て（通所のリハビリも訪問のリハビリも訪問介護も）がないというのが現状です。

日本神経学会が2017年に定めた「認知症疾患診療ガイドライン」において、「若年性認知症の支援には障害者総合支援法に基づいて、自立支援医療や障害年金、精神保健福祉手帳などを利用する」云々の記載があります。また船橋市が2016年に作成した「若年性認知症ハンドブック」には「作業所が利用できる」文章が載っています。

現実に、船橋市内の作業所、ないし就労移行支援施設において、若年性認知症の方々がどの程度活動しているのでしょうか。従来対応してきた精神疾患（統合失調症や発達障害）とは異なる対応に戸惑うスタッフは多いと思います。

2009年の全国調査では若年性認知症（18歳から64歳）は10万人に47.6人と報告があります。2026年現在、仮に同じ割合で計算しても船橋市だけで300人超です。

若年性認知症に対して、障害福祉分野の専門家の方々が関わる意義は十分にあると考えます。

自立支援協議会委員の方々ならびに障害福祉にかかわる行政の方々に以上のことを周知したく、文書を作成いたしました。今後の対応に参考になれば幸いです。

令和8年3月吉日 同和会千葉病院 小松尚也